

令和3年度 第17回庁議要旨

日時：令和3年12月6日（月）
午前9時～午前9時30分
会場：庁議室

[審議事項]

1 主食用米次期作支援事業の実施について（産業部）

新型コロナウイルス感染症の影響により、外食産業を中心に主食用米の需要が減少したことから、本市の主力品種である「ひとめぼれ」・「ササニシキ」などの概算金が、令和2年産米と比較して、令和3年産米は60kg当たり3,100円減額し、「ひとめぼれ」は9,100円、「ササニシキ」は9,200円となっており、稲作農家の経営に大きな影響を与えている。

令和4年産米の作付に係る種もみや肥料などの生産資材購入に要する経費の一部を助成し、稲作農家の営農継続を図るもの。

(1) 主な内容

農業者の営農継続に向けて、令和4年産の主食用米の作付に必要な種もみや肥料などの生産資材購入に要する経費に対し、10a当たり4,000円を助成する。

生産資材購入費（種苗費・肥料費）の10a当たり平均が12,107円であること、過去に次期作支援として実施された事業の補助率が1/3であったことを参考に助成単価を4,000円とする。

種苗費・肥料費 12,107円（10a当たり全国平均）
≒ 12,000円 × 1/3 = 4,000円
対象面積（見込） 5,492.28ha

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に関係補正予算案について追加提案
要領の制定
令和4年 1月 交付申請受付・交付決定
2月 実績報告
3月 助成金交付

[報告事項]

1 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間の再延長について（健康部）

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者（被用者に限る）に対する傷病手当金の支給については、国の財政支援における支給基準に基づき適用期間の終期を令和3年12月31日までとしていたところであるが、今般、国より本取扱いについて、令和4年3月31日まで延長する方針が示された。

国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を延長することにより、国民健康保険に加入する

被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状を有する者が休みやすい環境を整え、感染拡大の防止を図る。

(1) 主な内容

石巻市国民健康保険条例施行規則の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を、令和4年3月31日まで延長する。
なお、対象者、支給要件等は従前のおりとする。

(2) 今後の予定

令和3年12月 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正（公布の日から施行）

2 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について（福祉部）

新型コロナウイルス感染症の影響による経済的支援策として、18歳以下の子を養育している子育て世帯に対し、年内にプッシュ型で現金5万円の給付と、来年春にクーポン・バウチャー方式で5万円相当の給付による計10万円相当の給付金を支給することが閣議決定された。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯等への生活支援を図る。

(1) 主な内容

子育て世帯等への支援として、下記の対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。

① 支給対象者

基準日：令和3年9月30日

ア 令和3年9月分の児童手当の支給を受けている者（申請不要）

※公務員については、所属官公庁からの証明書添付の上、居住市区町村に申請が必要。

イ 基準日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた子を養育している者

ウ 基準日の翌日から令和4年4月1日までに出生した児童を養育している者（申請不要）

② 支給見込世帯数 12,000世帯（児童19,300人）

[内訳]	ア 児童手当受給	15,290人
	イ 高校生等	3,650人
	ウ 出生児童	360人

③ 給付金額 児童一人当たり一律5万円

④ 給付時期

支給対象者のうち

上記①のア児童手当受給者(申請不要)：令和3年12月21日支給予定

上記①のアのうち公務員及びイ高校生等：申請により令和3年12月21日から順次支給予定

上記①のウ出生者(申請不要)：令和3年12月21日から順次支給予定

(2) 今後の予定

令和3年12月 市ホームページ及び市報により周知するほか、対象者へ通知する。

3 東浜小学校及び荻浜中学校の閉校について（教育委員会）

少子化や東日本大震災の影響により、適正規模を下回る小・中学校が市内全域で増加傾向にあることから、改めて市内全体の学校の配置のあり方などについて検討を始め、令和元年11月に石巻市立小・中学校学区再編計画を策定し、小・中学校の適正規模・適正配置の実現を進めてきたところである。

今般、東浜小学校と荻浜中学校について、児童・生徒の保護者及び地区住民へ統合に係る説明会を開催し、令和4年度を以て両校を閉校し、それぞれ万石浦小学校と万石浦中学校へ統合することについて、協議が調った。

両校の統合を速やかに進め、児童・生徒の教育環境の充実を図るもの。

(1) 主な内容

東浜小学校と荻浜中学校を閉校し、それぞれ万石浦小学校と万石浦中学校に統合するもの。

① 統合時期等

ア 東浜小学校及び荻浜中学校の閉校は、令和5年3月31日とする。

イ 両校の統合は、令和5年4月1日とする。

② 統合後の名称及び校舎所在地

石巻市立万石浦小学校 石巻市渡波字境釜1番地1

(統合後の校舎等は、万石浦小学校を使用する。)

石巻市立万石浦中学校 石巻市流留字七勺21番地

(統合後の校舎等は、万石浦中学校を使用する。)

(参考) 児童・生徒数

	統合前 ※	統合時見込	
東浜小学校	5名	2名	計230名
万石浦小学校	273名	228名	
荻浜中学校	4名	5名	計177名
万石浦中学校	164名	172名	

※統合前：令和3年11月現在

(2) 今後の予定

令和4年 2月 市議会第1回定例会に石巻市立学校設置条例の一部改正と閉校関連経費の当初予算について提案（条例施行予定年月日：令和5年4月1日）

3月 令和4年教育委員会定例会において、石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部改正について提案（施行予定年月日：令和5年4月1日）

12月 県教育委員会に東浜小学校及び荻浜中学校の廃止届の提出

令和5年 3月 東浜小学校及び荻浜中学校の閉校式

4月 両校統合

【その他】

- ・いしのまき希望の花火2022の実施について（復興政策部）
- ・令和4年度施政方針編成作業日程について（復興政策部）

・職員の自治会活動への参加促進について（市長）

以上